

青森県土地利用基本計画書（素案）に寄せられた意見とそれに対する県の考え方

No	ページ	意見	意見に対する県の考え方	提出意見の 反映状況
1	15	「（３）文化財等に配慮した周辺環境の保全」に関して「景観法」への言及はあるが、これは土地利用規制に主眼が置かれた法律である。本計画書は土地利用に関するものであるため、その点は理解できるが、文化財の周辺環境の整備も含めた包括的な土地利用について考える上では、「歴史まちづくり法の活用」についても明文化すべきであると提案する。	ご意見ありがとうございます。 計画書に明記する根拠法令等につきましては、土地利用に直接的な規制等を行う法令等のみを記載することとして整理しており、提案いただいた「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」については明記しないこととしたところです。	反映困難